

企業の設備投資や雇用拡大の優遇措置を拡充しました

市では、企業の設備投資や雇用拡大をより一層推進するため、村上市企業設置奨励条例の一部を改正し、平成26年4月1日から施行しました。主な改正点は以下のとおりです。

※詳細については担当までお問い合わせください



優遇措置の適用となる基本要件を緩和しました

優遇措置の適用となる基本要件は次のとおりです。

基本要件① 投下固定資本額

新設	5,000万円以上
増設	3,000万円以上
移設	3,000万円以上



新設	3,000万円以上
増設	3,000万円以上
移設	3,000万円以上

基本要件② 雇用人数

新設	10人以上(常用雇用)
増設	増加数5人以上(常用雇用)
移設	増加数3人以上(常用雇用)



新設	3人以上(常用雇用)
増設	増加数3人以上(常用雇用)
移設	増加数3人以上(常用雇用)

基本要件③ 対象業種

製造業、情報通信業(公共放送業を除く)、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、宿泊業、教育、学習支援業(国公立を除く)



製造業、情報通信業(公共放送業を除く)、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、宿泊業、教育、学習支援業(国公立を除く)、コールセンター

固定資産税の5年間課税免除を創設

[基本要件①～③をすべて満たすこと]

免除期間3年間



免除期間3年間
※常用雇用者数9名以下、または投下固定資本額1億円未満
免除期間5年間
※常用雇用者数10名以上、かつ投下固定資本額1億円以上

用地取得助成金を拡充(限度額5,000万円)

[基本要件①～③をすべて満たすこと]

用地の取得面積5,000㎡以上、増加常用雇用者25人以上を満たした場合、
⇒用地取得費の20%以内を助成



用地の取得面積3,000㎡以上、増加常用雇用者10人以上を満たした場合、
⇒用地取得費の30%以内を助成

新規雇用促進奨励金を拡充(限度額500万円)

[基本要件①～③をすべて満たすこと]

事業開始から1年以内の市内雇用者(常用)1人につき10万円



申請日から事業開始までの市内雇用者(常用雇用)1人につき10万円
+
事業開始から1年以内の市内雇用者(常用雇用)1人につき10万円

新設企業賃借料補助金を創設(限度額10万円/月)

[基本要件②と③を満たすこと]

制度なし



貸地、貸工場等の賃料の20%を3年間補助(新設・起業に限る、常用雇用者3人以上、1月当たりの賃借料が10万円以上)

●お問い合わせ 商工観光課雇用促進係 ☎53-2111(内線354)